白井市文化団体協議会補助金交付要綱

所管課

生涯学習課

1 補助金の名称 文化団体協議会補助金 2 補助金交付の目的 市民の自主的な文化芸術活動の創造と発展による地域文化振興を図るため。 3 補助対象 白井市文化団体協議会 4 補助対象経費 別紙に定める経費 〔補助対象外経費〕 別紙に定める経費 5 補助額(率) 補助額は、110万円を限度とする。 6 予算の範囲 当初予算の範囲内 7 施行日 平成26年4月1日 8 補助金の終期 令和7年3月31日 9 改正履歴 令和5年3月31日

別紙

<u> </u>		
補助対象事業	補助対象経費	内容
①文化団体協議会の運営②市民に文化団体協議会の運営の市民に文化芸術の普及及び啓蒙を図るための講演会の開催事業の一クシスを与ったのでは、一次では、一次のでは、一次では、	保険料	役員損害賠償保険料、派遣に伴う傷害保険等
	報償費	講師謝礼等
	旅費	派遣交通費等
	需用費	補助対象事業等に必要な消耗品購入費、コピー 代、ポスター、プログラム・パンフレット、チ ラシ、図録等の印刷製本費(無料配布する場 合)、食糧費等
	役務費	通信運搬費、クリーニング代、ピアノ調律等の 手数料等
	委託費	会場設営、展示工作、撤去、公演、舞台監督、 照明、音響技術者、新聞折込等の委託料
	使用料及び 賃借料	著作権使用料、楽器、機器、器具等、作品等の 借上料、駐車料等
文化の担い手又は文化を支	備品購入費	2万円以上の物品購入費
える人材を育成する事業 ⑧その他市長が必要と認める	負担金	県芸術文化団体協議会負担金等
もの	その他	市長が必要と認めるもの

ただし、次の経費については、補助対象外経費とする。

- ①交際費及び慶弔費
- ②貸付金、寄付金及び出資金
- ③会員に対する食糧費
- ④会員に対する報酬、謝礼等
- ⑤会員の親睦に要する経費
- ⑥他の制度等により補助を受ける経費
- ⑦その他市長が適当でないと認める経費